

市内保育所（園）御利用の保護者様  
市内認定こども園御利用の保護者様

鈴鹿市長 末松 則子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育のお願い期間の  
延長について

平素は、本市の保育・幼児教育行政に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市におきましては、現在、児童及び保護者、施設の職員の皆様の新型コロナウイルス感染症対策として、また、安全・安定的で長期的に保育・教育を提供するため、各家庭での保育が可能な場合につきましては、保護者の皆様に家庭保育をお願いさせていただいているところではありますが、未だ予断を許さない状況が続いております。

そのため、下記の通り保護者の皆様に家庭保育をお願いする期間を延長させていただきますのでよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願いの期間について

【変更前】 令和 2 年 4 月 20 日（月）から 令和 2 年 5 月 6 日（水） まで

【変更後】 令和 2 年 4 月 20 日（月）から 令和 2 年 5 月 31 日（日） まで

2 保育料の減額について

期間中に欠席された場合の保育料（2号認定・3号認定の2歳児クラス以下）は月毎に日割計算とします。

（計算式）規定の保育料月額×（その月の開所日数（土曜日も含む）－指定期間内の欠席日数）÷25

（例）D4階層（標準時間）の方が4月の指定期間内に4日欠席された場合

4月分の保育料 23,000円×（25日－4日）÷25＝19,320円

減額となった3,680円は、6月分に充当しますので、6月分は19,320円の納付をお願いすることになります。

### 3 施設の利用について

保育所（園），認定こども園（保育部分）につきましては，就労等により御家庭で保育をすることができない保護者にとって，欠かすことができない施設であり，今回の新型コロナウイルス感染症対策におきましても，原則開所する施設として位置付けられています。就労や各家庭の事情等により家庭での保育が難しい場合は，感染予防に留意した上で御利用ください。

事務担当

鈴鹿市 子ども政策部 子ども育成課

電話 059-382-7606